

Tsukuba 創業 Market 2026 〈一般枠〉 2 次出店者募集要項

1 概要

つくば市による創業支援を受けて創業した事業者の事業 PR 及び事業者間のネットワーク形成を目的に、市内大型ショッピングセンターにおいてマルシェ形式のイベント「Tsukuba 創業 Market 2026」を開催する。開催に当たり出店者を募集する。

2 開催日時

令和 8 年（2026 年）10 月 17 日（土）から 18 日（日）まで（2 日間）
10 時から 17 時まで（予定）

3 開催場所

イーアスつくば（つくば市研究学園五丁目 19 番地）
・カツラギロード（屋外）
・センターコート（屋内）
・2F 及び 3F ブリッジ（屋内）

4 出店区分

次の各号に定める区分を選択することとする（複数選択可）。ただし、日によって出店内容の変更を希望する場合には、市と事前に協議を行うこと。

- (1) 商品販売
- (2) 体験型サービスの提供（ワークショップの実施を含む。）

5 出店区画

1 区画を 2.7m×横 3.6m 程度とし、1 事業者当たり 0.5 区画又は 1 区画とする。

なお、商品販売は、一律カツラギロードでの出店とし、体験型サービスの提供は、内容に応じて、出店場所を決定する。レイアウトは、市及び開催場所の施設管理者が協議の上決定する。

6 出店費用

無料

7 基本備品

【カツラギロード（屋外）】

- (1) 会議机 (W1800mm×D450mm×H700mm) 2 台
- (2) 椅子 4 脚
- (3) テント
- (4) 電源 250W (コンセント 2 口)
- (5) 冷蔵庫又は冷凍庫

(希望制。数に限りがあるため、希望が多い場合は、使用用途を踏まえて、使用者を決定する。)

【センターコート（屋内）】

- (1) 会議机 最大 14 台
- (2) 椅子 最大 28 脚
- (3) 電源 最大 1,500W

【2F 及び 3F ブリッジ（屋内）】

- (1) 会議机 最大 4 台
- (2) 椅子 最大 8 脚
- (3) 電源 最大 1,500W

8 募集要件

本事業に応募するものは、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに、「つくば市創業支援等事業計画」に定める特定創業支援機関の「特定創業支援等事業」による支援を受け、創業した事業者であること、又は、「つくばコレクション」認定、「つくばクオリティ」認定のいずれかを受けた商品若しくはサービスを有している事業者であること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 開催場所の顧客に合う出店が可能であること。
- (4) 開催場所の管理者が定める規則等を遵守できること。
- (5) 商品の販売及びサービスの提供において、必要な資格又は許認可を取得していること。

※申込み多数の場合、両日参加可能な事業者を優先する。

9 募集数
5 者程度

10 申込方法
いばらき電子申請システムの専用フォームにて申込み

11 申込期間
令和 8 年（2026 年） 7 月 13 日（月）～ 7 月 20 日（月）

12 選考及び決定
申込内容を基に、市が開催場所の施設管理者と協議し、出店者を決定する。
応募者が多数の場合、参加可能日数、出店実績及び創業年等を考慮し、選定する。
出店可否の結果は、8 月上旬までに申込者へ通知する。

13 食品出店者への依頼事項

(1) 食品を取り扱う場合の提出書類

仕込み場所（店舗等）の営業許可証の写しを、申込みフォームに添付すること。
申込時に添付が難しい場合は、9 月 11 日（金）までに「15 申込・問合せ先」へ提出すること。

また、出店決定後、出店決定通知日から出店日前日までの日付の腸内病原細菌検査（検便）結果を「15 申込・問合せ先」へ 10 月 9 日（金）までに提出すること。

(2) 飲食物の提供に関する注意事項

原則として加熱調理食品のみとし、つくば保健所の指示に基づいた品質管理、調理及び提供を行うこと。

なお、現地でのまな板や包丁を使用しての調理、加工は禁止する。調理方法や提供する内容に応じ、取扱いの中止を要請する場合がある。

(3) 食品（加工品）の販売について

- ・販売許可が必要な食品（食肉、鮮魚介類、牛乳）は販売しないこと。（無料配布も不可）
- ・青果を除き必ず容器包装を行い、食品表示をすること。（現場での小分け販売は不可）
- ・表示されている保存方法に沿って保存、販売すること。（保冷、直射日光を避ける等）

(4) 試食について

- ・試食品についても現場でのカット等を行わず、事前に衛生的な仕込み場所で準備したものを持ち込むこと。
- ・生鮮野菜、果実の試食は行わないこと。(未加熱食品の提供は、試食でも不可)
- ・アルコールや使い捨て手袋等を用意し衛生状態に気を付けること。素手で触らせないこと。

(5) 調理提供について

- ・未加熱食品の提供は行わないこと。(野菜の浅漬け、生野菜入り調理パン、カットフルーツ等)
- ・ノロウイルス等の食中毒予防に努めること。
- ・そば、ラーメン、米飯類の現場での調理提供はしないこと。(試食も不可)
- ・会場での調理加工が簡単なもの(煮る、焼く、飲料の小分け等の単純な工程の食品)に限ること。
※複雑な工程がある食品は取り扱い不可
- ・前日調理は行わないこと。
- ・手洗いを徹底し、調理提供時には手袋等を活用し、直接食品に触れないようにすること。
- ・要冷蔵の原材料は、調理の直前まで保冷して保管すること。
- ・食材のカット、試食品のカット等は、事前に衛生的な仕込み場所で行い、会場では、単純な加熱調理工程のみを行うこと。
- ・加熱調理品は、最終工程が加熱で終わるようにし、調理後のトッピング等を行わないこと。
- ・調理をしている手で釣銭等を扱わないこと。
- ・販売・調理・加工による汚れや傷つき防止の為、調理のあるブースでは必ずブルーシートを敷くこと。
- ・手洗い設備(コック付きポリタンク、水受けバケツ、石鹼)及び殺菌消毒液は必ず店舗ごとに用意すること。
- ・食品、飲料等現地で小分け及び調理販売する場合、開催2週間前までに、季節営業許可申請を各自行うこと。
- ・調理を伴わない食品提供は、市で取りまとめて保健所申請を行う。
- ・食品関係は、品目や取扱方法等によっては、保健所の指導に基づき販売を認めない場合があるため、疑義がある場合、各事業者が保健所へ相談すること。

(6) 火気に関する注意事項

裸火に該当する炎を使用する調理器具（例：カセットコンロ、バーベキューコンロ、ガスコンロ）の使用を禁止する。

ただし、IH コンロやホットプレートの使用は可能とする。（可燃物との距離を保ち、火災が発生しないよう注意すること。）

14 その他

(1) 電源について

供給できる電源容量は、7に記載のとおりとする。

なお、基本備品以外で使用予定の機器の内容と必要コンセント数については、申込み時に調査する。

また、使用電力量が250Wを上回る器具を使用する場合及び加熱器具を使用する場合は、各自で発電機及び消火器を用意すること。

(2) 両替について

現金の取り扱いがある場合は、出店者で釣銭を用意すること。

（両替をイーアスオフィスで行うことはできない。）

(3) Wi-Fi 設備について

施設に共用 Wi-Fi の設備はない。各テナント様が独自で設置しているものについては、お店を利用される方のみ使用可能となっているので、使用は控えること。

(4) 荒天等の対応

警報等が発出された際には、本イベントを中止する場合がある。

(5) 禁止事項

円滑なイベント実施のため、以下の行為を禁止とする。禁止行為を発見した場合、営業期間中であっても中止及び退店いただく場合がある。

- ・ 出店権利を他店へ譲渡すること。
- ・ 運営側で禁止している商品や事前に予定のない商品を販売すること。
- ・ 無断で出店場所以外での宣伝（看板の掲示等）を実施すること。
- ・ 出店場所や開催内容等について誹謗中傷すること。
- ・ イベント運営を妨害する危険行為をすること。
- ・ 出店時間以外での販売行為。

15 申込・問合せ先

つくば市 経済部 産業振興課 産業創出支援係

〒305-8555 つくば市研究学園一丁目1番地1

電話：029-883-1111（内線 6383） Email：eco051@city.tsukuba.lg.jp